



ゆうメール

ご縁をいただいた、あなたにお届けする・・・

平成29年2月発行

亜由美版第12号

おしとり通信



こんにちは！
子供の時、父が近所中響き渡る声で「鬼は～外！福は～うち！！」と豆まきをしてくれるのがとても嬉しかった林亜由美です。昔は部屋中豆だらけになることなんか気にしませんでしたよね。何日かたってもそこら辺から豆が出てきて、嬉しかったことを懐かしく思います。

さて、2月といえばバレンタインデー！いつも友チョコオンリーの息子に彼女ができて、今年は本命チョコか！？と、ひそかに楽しみにしている母です(笑)。ということで、今月もおしとり通信スタートです！

断髪式体験をさせていただきました！

ここからはオットにバトンタッチ！林公士郎です！。1月28日玉飛鳥関の断髪&荒磯親方就任式に行ってきました！！玉飛鳥関を知らない方も、多いと思いますので、まずはご紹介。出身は愛知県・最高位は、西前頭9枚目、凄いのは、幕下と十両を7回も行ったり来たりした苦労人力士です。因みに、十両は給料が100万円位出ますが、幕下はゼロです(汗)。場所は両国国技館、出席者は、約450人位、司会は、NHKアナウンサーです。



12:00～14:30、1人づつ、番にハサミをいれていきます。人数も多いので時間がかかります。順番は、先ずは一般の出席者から。続いて親族→力士と続き、最後に親方がハサミを入れて終了。

TVのニュースでは、親方だけですわね～。何と・・・力士の最後に同じ一門の新横綱稀勢の里が出席！その事がNHKの夜のニュースで放映されました！

14:30～14:40 しょっきりが土俵上で始まります、しょっきりとは、2人の力士が相撲の禁じ手を実際に行い、面白可笑しく解説してくれるものです。普段の相撲では、観られないので、とても貴重な体験をしました！



15:00～16:30 パーティが開催されます。すっかり鬻がなくなった、荒磯親方。今後は、後任の指導にまわり、強い力士を育成して下さいねえ～！

余談ですが、断髪式で知り合いの社会保険労務士の先生にばったり再会！話をしたら、なんと今回、私がお誘い頂いた社長と同級生ということではないですか！世の中は狭いですねえ～(笑)！ということで貴重な体験をさせていただいた社長に感謝です！

(株)B lia・内野先生をご紹介します！

今日は、(株)B liaの代表・内野先生をご紹介します。(株)B liaさんは、入間市で「GENKINEXT 入間下藤沢」という介護予防のデイサービスを経営しています。そしてそして、内野先生といったら、写真にもあるようにゴッドハンド(笑)！実は先生は凄腕のカイロプラクターでもあるのです。内野先生に出会うまでは、近所の治療院で2時間以上マッサージを受けていたオットが、初めて先生のところに行った時「50分でワソみだいに良くなった！」といって軽やかに帰ってきました。また、私が足を挫いて歩けなかった時も、内野先生の治療にかかる则ちナント5日目には走れるようになり2週間後のハーフマラソンも完走しました！！とにかくスゴイです！（けど、けがの時はちょっと痛いすけイシヨの小声）。



肩こりや痛みから解放されたい！という方、ぜひ内野先生に相談してみてくださいね。おススメです！

うちの療術センター

埼玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷902

予約はコチラ→049-285-3469

<http://creamgarden.net/outline.html>

*****おしとり通信は、林公士郎&亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けします。ご意見・ご感想など頂けるととても喜びます*****

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

e-mail: ayumi-hayashi@some-rize.net

TEL: 049-249-0222

FAX: 049-249-0220

URL: <http://www.some-rize.jp>

発行編集責任者：林亜由美

February
2017

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

2月といえば立春、暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。
風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2017年2月号

■クレジットカード利用による 国税の納付開始

■最高120万円が支給される
65歳超雇用推進助成金

■事業承継の準備状況

■ICTを活用した新商品・
サービスへの取組状況

■～編集後記～

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL：049-249-0222／FAX：049-249-0220

クレジットカード利用による 国税の納付開始



細かすぎて



平成28年度税制改正により、国税の納付にクレジットカードが利用できるようとなりました。利用の開始は平成29年1月4日以降、手続きは専用サイトで行います。

概要

クレジットカードが利用できる国税の種類は、次ページのとおりです。納付手続きは、パソコンやスマートフォン、タブレット等の端末を利用して、インターネット上にある次のサイトで行います。

○ 国税クレジットカードお支払サイト

<https://kokuzei.noufu.jp>

手数料にご注意を

このクレジットカードによる国税の納付については、税目ごとに手続きを行うこととなりますが、各納付税額に応じた決済手数料がかかります。決済手数料は、次ページのとおりです。また、支払回数を一括ではなく、分割払い又はリボ払いにされた場合には、各カード会社が定める手数料が別途発生する場合があります。

3つの納付方法を比較

納付方法のうち最終的に金融機関等の口座から引落される、クレジットカード、口座振替、ダイレクト納付の3つのケース別に比較した表は、次のとおりです。

納付方法	クレジットカード	口座振替	ダイレクト納付
事前準備	なし	税務署へ事前届出等が必要	
手続きの頻度	都度、専用サイトで納付手続き (専用パスワード不要)	原則開始時のみ、以降自動継続	都度、e-Taxサイトで納付手続き (専用パスワード必要)
引落日	カード会社引落日	口座振替日	手続き日か指定日
手数料	決済手数料等が必要	不要	

クレジットカードの利用は決済手数料がかかるものの、金融機関等へ出向くことなく、基本的には24時間いつでも納付手続きが可能です。決済手数料は上記サイトで試算することもできるため、どの程度手数料を負担するのか確認した上で、クレジットカードの利用が自身にとって有益かどうか、検討なさるとよいのではないのでしょうか。

○クレジットカード納付が可能な税目（国税）

クレジットカード納付が可能な主な税目（本税、附帯税（加算税、延滞税等））は、次のとおり。

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 法人税（連結納税を含む）
- ・ 地方法人税（連結納税を含む）
- ・ 相続税
- ・ 贈与税
- ・ 源泉所得税及び復興特別所得税（告知分のみ）
- ・ 源泉所得税（告知分のみ）
- ・ 申告所得税
- ・ 復興特別法人税（連結納税を含む）
- ・ 消費税
- ・ 登録免許税（告知分のみ）
- ・ 自動車重量税（告知分のみ）
- ・ 印紙税

- （注） 1 「告知分」とは、国税通則法第36条の規定により、税務署長が行う納税の告知を指します。
 2 印紙を貼り付けて納付するなど、納付書を添えて納付されない税目は除きます。なお、源泉所得税及び復興特別所得税（告知分以外）、源泉所得税（告知分以外）は、平成29年6月から開始予定。

国税庁作成「クレジットカード納付のQ&A」より

○地方税とのクレジットカード納付対比表

	国税	地方税（各都府県サイトより）		
		東京都	愛知県	大阪府
利用可能な税目	主に上記税目	自動車税、個人事業税、不動産取得税、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税（23区内のみ）他	自動車税、個人事業税、不動産取得税、他	自動車税（納税通知書又は督促状によるもの）
利用可能限度額 （ただし、いずれも利用するクレジットカードの決済可能限度額以下（決済手数料を含む））	1,000万円未満	100万円未満	1,000万円未満	—
利用可能なクレジットカード	Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD			
決済手数料（消費税別）	納付税額1万円まで76円 以後1万円を超えるごとに76円を加算	納付税額1万円まで73円 以後1万円を超えるごとに73円を加算		300円／1件
納税証明書の発行に要する期間	支払手続き完了後、3週間程度	支払手続き完了後、2週間程度		

最高120万円が支給される 65歳超雇用推進助成金

例年、雇用関係の助成金の大幅な改正は4月に行われますが、今年度は9月から開かれていた臨時国会において、助成金に関する補正予算が組まれたことを受け、助成金の新設・見直しが行われました。今回はその中から中小企業を中心に活用が期待される、65歳超雇用推進助成金についてとり上げましょう。

■ 現状の定年年齢の定め

高年齢者雇用安定法に基づき、65歳未満の定年を定めている企業においては、従業員本人が希望すれば原則として65歳まで継続して働くことのできる仕組みの導入が義務付けられています。厚生労働省が実施した「平成27年就労条件総合調査」の結果によると、定年を定めている企業は92.6%であり、一律定年制を定めている企業のうち、定年年齢が60歳である企業が80.5%、65歳である企業が16.1%となっています。まだまだ多くの会社が60歳定年としつつ、再雇用制度等により65歳まで働ける仕組みとしています。

■ 支給対象となる事業主の主な要件

この現状を踏まえ、今回の助成金では、平成28年10月19日以降に、労働協約または就業規則に、次の①から③までのいずれかに該当する新しい制度を定め、実施した事業主に対し、その内容に応じた助成金が支給されます。

- ①旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ
- ②定年の定めの廃止
- ③旧定年年齢および継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入

対象となる企業の要件は、①から③の制度を規定する際に経費を要した事業主であり、支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いることとなっています。

この他にも細かな要件がありますので、申請を検討される場合には必ず事前にご確認ください。

■ 支給される助成金額

助成金額は、導入する制度に応じてそれぞれ次の金額となり、一時金として支給されます。

65歳への定年引上げ	100万円
66歳以上への定年引上げまたは定年の定めの廃止	120万円
希望者全員を66歳から69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

なお、定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、助成金額は定年引上げを実施した際の金額となります。

最近では深刻な人材不足の状況となっていますが、特に中小企業においては実質的に全従業員が65歳まで雇用されているような状態が多いのではないかと思います。今回の助成金を活用して定年年齢の引上げを検討される場合は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部にお尋ねください。

事業承継の準備状況

平成28年12月5日に中小企業庁より「事業承継ガイドライン」（以下、ガイドライン（※））が発表されました。ここではその結果から、企業の事業承継の準備状況に関するデータをご紹介します。

70歳代でも準備済みは50%以下

数年後には団塊世代の経営者の年齢が70歳代を超え、多くの企業で事業承継の問題が現実的なものとなってきます。上記ガイドラインから、経営者の事業承継の準備状況をみると表1のとおりです。

【表1】法人経営者の年齢別事業承継の準備状況（%）

	既に準備 をしている	これから準備 する	現時点で は準備を していない	現在は事業承継を 考えていない
～40歳代 (41)	19.5	7.3	36.6	36.6
50歳代 (60)	33.3	11.7	30.0	25.0
60歳代 (1,115)	42.9	29.9	19.7	7.5
70歳代 (368)	49.5	30.7	15.2	4.6
80歳代～ (65)	47.7	32.3	15.4	4.6

中小企業庁「事業承継ガイドライン」についてより作成

既に準備をしている割合は、70歳代の経営者が49.5%と最も高くなりました。次いで、80歳代以上が47.7%となりましたが、いずれも50%に満たない結果になっています。

事業承継の準備内容は

次に事業承継の準備内容をみると表2のとおりです。後継者を決定した割合が56.0%となりました。ただし、経営者が保有している株式や資産の整理・移転、関係者との調整などを行っている割合は、50%未満となってい

ます。また後継者が決定したら、経営者としての教育等も必要になります。このように、事業承継はすぐにできるものではなく、早めに準備することが重要です。

【表2】事業承継の準備内容（1,187、複数回答、%）

後継者を探す	13.4
後継者を決定する	56.0
株や事業用資産の整理を行う	38.6
後継者へ株や事業用資産を移転する	43.9
関係者と調整を行う	32.3
その他	5.2

中小企業庁「事業承継ガイドライン」についてより作成

ガイドラインで確認を

ガイドラインでは、早期の計画的な事業承継の取組を促進するため、60歳を準備着手の目安としています。そして、事業承継に向けた以下5つのステップの進め方や、事業承継の手法などを紹介しています。

1. 事業承継への準備の必要性認識
2. 経営状況等の把握
3. 経営改善
4. 事業承継計画策定・マッチング実施
5. 事業承継の実行

その他、事業承継診断表や事業承継計画の様式例も紹介しています。今後、事業承継を考える経営者はもちろん、現在準備中の方もガイドラインを確認し、自社で参考になる部分を取り入れてみてはいかがでしょうか。

（※）中小企業庁「事業承継ガイドライン」

中小企業庁が10年ぶりに見直しを行い発表した資料です。表中の（ ）内の数字は回答者数です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/161205shoukei.htm

ICTを活用した 新商品・サービスへの取組状況

国内市場が縮小していく中で、新しい取組を始める企業は少なくありません。ここでは企業のICTを活用した新たな商品・サービスの提供・販売状況をみていきます。

■ 小売・流通分野の割合が高い

総務省の平成28年版情報通信白書（※）から、企業のICTを活用した新たな商品・サービス（以下、新商品等）の提供・販売（以下、提供等）状況と今後の意向についてまとめると、表1のとおりです。

【表1】ICTに係る商品・サービスの提供・販売状況
及び今後の意向（620、%）

	現在	今後5年
小売・流通（ネットショッピング等）	14.5	16.9
環境・インフラ（スマートグリッド、スマートシティ、スマートホーム等）	11.6	12.3
金融・保険（フィンテック等）	9.7	10.2
交通（テレマティクス・コネクテッドカー等）	7.7	9.2
教育（遠隔教育サービス等）	7.4	8.2
防災	7.3	8.2
医療・健康（ウェアラブル機器を活用したサービス等）	6.6	8.4
エンタメ・コンテンツ・情報サービス	6.5	7.6
食・農業	5.8	6.4
その他	1.5	1.8

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

現況では、小売・流通分野で新商品等の提供等をしている企業の割合が高くなっています。次いで、環境・インフラ、金融・保険分野の割合が高くなっています。今後5年の意

向をみると、すべての分野で現在よりも割合が高くなりました。企業のICTを活用した新商品等の提供等への取組意欲が感じられます。

■ 業種別の状況

次に業種別に、ICTを活用した新商品等の提供等を行う企業割合の高い分野をまとめると、表2のとおりです。

【表2】業種別ICTに係る商品・サービスの提供・販売企業割合の高い分野（%）

	小売・流通	交通
製造業（129）	9.3	7.0
エネルギー・インフラ業（134）	環境・インフラ	防災
	17.9	7.5
商業・流通業（103）	小売・流通	金融・保険
	18.4	16.5
情報通信業（129）	環境・インフラ	小売・流通
	21.7	20.9
サービス業（78）	教育	医療・健康
	15.4	15.4

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

製造業と商業・流通業では、小売・流通分野の割合が最も高くなりました。エネルギー・インフラ業と情報通信業は環境・インフラ分野が、サービス業では、教育と医療・健康分野の割合が最も高くなりました。

新たな取組を検討している企業は、ここで取り上げたような分野やキーワードなども、材料のひとつにされてはいかがでしょうか。

（※）総務省「平成28年版情報通信白書」

28年8月に公開された白書です。ここで紹介したデータは、白書27ページ掲載の企業向けアンケート調査によるものです。

① 内の数字は回答数となっています。用語の詳細等は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にとっては、年度最終時期です。もれのないよう処理をしましょう。

2017年3月

お仕事備忘録

1. 国外財産調書

2. 財産債務調書

3. 確定申告の税額の延納の届出書

4. 個人の青色申告の承認申請

5. 所得税の更正の請求

6. 入社式の準備と最終確認

1. 国外財産調書

居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

2. 財産債務調書

平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」”が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日です。

3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。

4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに所轄税務署に提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

1. 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税の場合

- (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から1年以内
- (2) 還付申告・・・提出日から1年以内

2. 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合

- (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から5年以内
- (2) 還付申告・・・提出日から5年以内

6. 入社式の準備と最終確認

いよいよ新入社員が入社します。次の最終チェックリストで準備のもれがないかどうか確認しましょう。

- ◆式次第の作成、挨拶する方への依頼などは済んでいますか？
- ◆新入社員への連絡はできていますか？
- ◆記念撮影の準備はできていますか？
- ◆歓迎会の準備、進行打合せはできていますか？
- ◆オリエンテーションなどの準備はできていますか？
- ◆配付備品は整っていますか？
- ◆社会保険事務、源泉徴収事務の準備はできていますか？

お仕事 カレンダー

2017.3

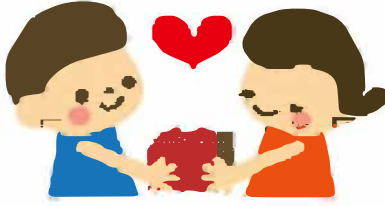
確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社の準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜	日	六曜	項 目
1	水	大安		
2	木	赤口		
3	金	先勝		
4	土	友引		
5	日	先負	啓蟄	
6	月	仏滅		
7	火	大安		
8	水	赤口		
9	木	先勝		
10	金	友引		●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	先負		
12	日	仏滅		
13	月	大安		
14	火	赤口		
15	水	先勝		●確定申告の提出期限（所得税、住民税）、所得税納付期限（現金納付） ●国外財産調書・財産債務調書の提出期限 ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●贈与税の申告の提出・納付期限
16	木	友引		
17	金	先負		
18	土	仏滅		
19	日	大安		
20	月	赤口	春分の日 春分	
21	火	先勝		
22	水	友引		
23	木	先負		
24	金	仏滅		
25	土	大安		
26	日	赤口		
27	月	先勝		
28	火	先負		
29	水	仏滅		
30	木	大安		
31	金	赤口		●健康保険・厚生年金保険料の支払（2月分） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付） ●有害物ばく露作業報告書の提出

staff 編集後記

2月



鬼はそと～♪ 福はうち～♪

皆様、ご自宅 もしくは職場などで豆まきはしましたか？2月3日は豆まきの他に、最近では「恵方巻」という大きな海苔巻きを丸かじりする行事も流行っていますね。この恵方巻という名称はセブンイレブンが売り出すために付けたらしいです。※諸説あり
私が小さいころは、かったです。最近始まった気がしますね！！

～バレンタインデーの思い出♡～



横山



小学生時代、クラスの女の子が何人かわざわざ自宅まで届けてに来てくれたことがありました。しかし、照れてしまい、ろくにお礼も言わず、そっけない対応をしてしまいました。こうして、人生最初で最後のモテ期はあっけなく終わりました。

石田



中2の時、友達同士で配り合う(友チョコ)ため、10個以上のチョコチップマフィンを作りました！前日までに間に合わず、当日学校に行く前に作り、出来立てホヤホヤのまま急いで登校！教室中チョコチップマフィンの匂いで溢れ、顔が真っ赤になりました(笑)

小笠原



手作りであげようと思いチョコレートを購入し、湯せんで溶かしたがうまくいかず。。再度チョコを購入し湯せんしたが、またダメ。チョコを溶かすだけで、大量消費したチョコレート。この時以来バレンタインは買うことに決めます(͡° ͜°)

外尾



バレンタインデーの思い出について思い浮かばないのですが、前に勤めていた職場の先生の奥様からいただいたコストコで買ってきたフラスチックの入れ物のチョコと青とか赤の原色のバタークリームの四角い大きなケーキが印象的でした。味はいいのですが見た目がチョット

黒田



中学時代には全く縁のないイベントでしたが、高校生になると初の彼女ができたので、毎年楽しいイベントでした。ただ、私の彼女は別の高校だったので、友人が放課後に学校で貰っているのを見て少し羨ましく思っていた記憶があります。

鈴木



バレンタインのチョコなんて両手で数えられるくらいしかもらったことはないのですが、もらおうと嬉しくてつい大事にしています。なのでいつも食べる時は賞味期限がギリギリになってしまいます。ギミチョコ！

野口



バレンタインデーの時期は、デパートでは珍しいチョコレートが並んでいて盛り上がりますね♪身近な仲間達には、当日会える人にプレゼントします。毎年違う人になってしまいますが。。家族には美味しいチョコを選びます♪(主に私が食べるので)選ぶ時は楽しいです(笑)

相藤



小学一年生のときに一度だけいただいたことがありました。わざわざ自宅に来てチョコを渡していただきました。しかも好きな女の子にいただいたので、すごくうれしかったです。しかし、後日聞くとクラスの子全員に渡っていたので、すごく優しい子だといういい思い出でした。

中元



父が、会社の同僚からもらう義理チョコをいつも楽しみにしていました！ウイスキーボンボンを食べてしまった時の衝撃は今でもよく覚えています。あんまり自分の素敵なエピソードがなくて残念…。

瀬川



中学生の頃、親友が先輩へ渡すチョコレートを、私の家で一緒に作りました！どんなものにするか、作る前から盛り上がりましたが、結局親友は先輩に渡すことが出来ず…そのチョコレートはみんな仲良く食べました。今でも良い思い出です♪

【お知らせ】

◆ 2月17日 金曜日

所内研修のため、終日留守番電話とさせていただきます。

